

分野別 分析表

分類A：不利益取り扱い  
 分類B：合理的配慮の欠如

(浜家連 差別事例アンケート)

分野： ⑤ 所得保障

分類区分	分類内容	件数	共通分類		事例	コメント	対策
			A	B			
501	納税証明や障害年金申請時に窓口で冷たい対応をされた。不誠実対応。税金のことで人からイヤミを言われた(偏見)。	3		3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少し病状が良くなったがまだまだ働けない人に向かって「そんな人に税金で年金を払っていると思うと腹立たしい」と言われた。</li> <li>・税金の証明が必要な時、年輩の係りの人に「どうせ働いていないんだろう」と言われた。病気で働きたくても働けない者がいる。</li> </ul>	精神障害者は、病状が少し改善して見かけは健常者と区別できなくても、障害や薬の副作用などのために疲労しやすく、働けないこともある。就労環境も厳しい。その実態を認識しない誤解や無理解による対応は差別である。	精神障害者の障害ゆえの生活上の困難さを理解してもらうための教育や啓発を、行政主導で強化すべきである。差別を感じたときに相談できる公的な機関の窓口を設けるべきである。
502	障害年金の受給資格、支給額、治癒による支給停止、65歳問題等で経済生活が不便、不安。制度の不備。	10	10	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害があっても働けないのに、受給資格を満たしていないために、障害年金をもらえない。</li> <li>・精神障害者の障害基礎年金が減額されている。さらに消費税の増額により、生活がなりたたなくなっている。</li> </ul>	障害者権利条約は、「障害者が自己及びその家族の相当な生活水準についての権利並びに生活条件の不断の改善の権利を有すること」を規定している。経済的な裏付けは、一人の人間としてこの世に生きていく上での最重要な要素の1つであり、障害のために働けない障害者の経済生活を補助する制度が不十分な状態は差別である。	行政は、いわゆる「無年金障害者」の問題、障害年金の減額の問題等の制度の不備を解決しなければならない。
503	本人が知らないうちに金融機関が精神疾患発病の情報を入手していた。個人情報漏えいによる権利の侵害。	1	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の精神病発病の個人情報を、事前に銀行側がキャッチしていたというのは、どういうルートでの情報入手なのか。</li> </ul>	ただでさえ偏見や無理解から差別を受ける精神障害者の個人情報を本人の了解なしにオープンにすることは人権の侵害であり差別である。	権利も含めた問題を相談し、対応してくれる公的機関の窓口を設けるべきである。
504	障害年金更新のための診断書料金の負担が大き、また一律でない。制度の不備。	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金の診断書は知的障害はある程度経てば一定になって提出しなくても良いが、精神の場合2年ごとに提出しなければならない。精神の人の負担は大きい。</li> <li>・年金の診断書の料金が病院によって差異がある。</li> </ul>	精神障害者の生活能力は他の障害者と異なり変化するので、一定期間ごとに生活能力を判定するための診断書の作成は必要であるが、その費用が精神障害者にとって過度の負担になっているのは不公平で差別である。	行政は、精神障害者の障害年金等級判定用の診断書の費用を減額すべきである。
505	障害年金の等級は診断書で判定されるため、実際の生活能力が診断書の内容より低くても等級が下がる。制度の不備。	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級が軽度だと障害基礎年金がもらえないか、少なくなる。軽度と判定されても働けずに収入が得られない。</li> <li>・精神障害は、はっきりと見える障害ではないので、生活能力はとても低くても診断書の等級が、正当に認定されていないと感じる。</li> </ul>	日常生活の状況を必ずしも把握していない医師だけで生活能力の判断を行う制度は、不利益的取扱いを産むことがあり、差別に通じる。	障害年金の等級判定用の診断書の「生活能力の判断」は、医師と当事者や家族および支援者などの協同作業とする制度に改めるべきである。

区分	分類内容	件数	A	B	事 例	コメント	対 策
506	住宅ローンの債務返済支援保険や一般の入院保険で精神障害は保険金支給の対象外である。障害を理由とした差別。	1	1	1	・当事者本人の契約で住宅ローンの債務返済支援保険に加入していた。この保険は、被保険者が病気やケガで働けなくなった場合に、保険金をもってローンの返済に充てることを目的とした保険であるが、保険金が支払われないケースの中に精神障害があり、契約から7年後の発病であるが、保険金の受給ができなかった。	保険とは、万一の事故に対して備える相互扶助の精神から生まれた助け合いの制度であるが、精神障害を保険金支給の対象外とするのはその精神に反し公平性を欠く差別である。	相互扶助の精神に基づき制度を改めるべきである。
599	差別とは断定できない。	3			・受給できる可能性がない国民年金を払い続けている。免除にならない。(親に余裕があるから免除や軽減ができないのは納得できない)		
	合 計	22	16	13			